

## 定 例 監 査 結 果 報 告

### 1 監査の種別

定例監査

### 2 監査の対象

経 済 局（産業政策部）

文化観光局

都市整備局（計画部，総合交通政策部，公共建築部，建築宅地部）

各 区 役 所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

### 3 監査の期間

平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 2 月 8 日まで

### 4 監査の範囲及び方法

今回の監査は，平成 29 年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，平成 29 年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 5 監査の結果

事務事業については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例及び意見は，次のとおりである。

（改善を要する事例）

#### (1) 施設使用料の徴収管理について

公の施設の使用料を納期限までに納付しない者があるときは，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により，期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また，仙台市債権管理条例（平成 28 年仙台市条例第 54 号）の規定では，市の債権を適正に管理しなければならないとされている。

ところが，情報・産業プラザ（現・中小企業活性化センター）の指定管理者においては，施設使用料の滞納者に対して，電話や請求書の再発行により納付勧奨を行っていたが，施設所管課の地域産業支援課においては，督促をはじめとする滞納整理事務を行っていなかった。

使用料の徴収事務に当たっては，関係法令等に則り，適正に行う必要がある。

（経済局）

(意見)

(1) 文化観光局所管施設におけるAEDの設置及び対応状況について

ア AEDの必要性

自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator、以下「AED」という。）とは、突然心臓が正常に拍動しなくなる心室細動や心室頻拍の状態になった、いわゆる心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、いったん心臓を静止させ正常な拍動を取り戻すための医療機器である。一般に、心停止状態になってから1分経過するごとに生存率が約7～10%低下するといわれているが、本市における入電から救急車が到着するまでの時間は約8分強であり、救急車の到着を待つだけでなく、AEDを使用して心停止状態をできるだけ早く回復させることが重要である。

イ 市有施設におけるAED設置の経緯

当初AEDを使うには医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）である必要があったが、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付厚生労働省医政局長通知）により、有資格者以外の人でもAEDを使用することが認められた。これを受け本市でも「仙台市市有施設におけるAEDの設置指針」（以下、「本市設置指針」という。）を策定し、AEDの設置が望ましい施設や設置に関する留意事項等を定め、学校施設をはじめ市民が多く利用する地下鉄駅や、AEDの設置が効果的な体育館等スポーツ施設等にAEDを配備し、救命効果をさらに向上させ、安全・安心な社会の実現を図ってきた。

ウ AEDの設置及び管理に係る根拠規定

AEDの設置及び管理に係る根拠規定は存在しない。したがって、地方公共団体には、自身が所有する施設に対しAEDを設置及び管理する義務はないが、上記イの理由により本市では、本市設置指針を定めて市有施設に対しAEDの設置を行っている。また、法令ではないものの、AEDの管理については、厚生労働省より「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長通知、以下「厚生労働省通知」という。）が発出されている。この厚生労働省通知において、AEDの設置者は「点検担当者」を配置し「日常点検等」を実施するとされている。この「点検担当者」は複数の者による当番制としても差し支えないとされており、「日常点検等」とは、AEDのインジケータのランプの表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとされている。そのほか「点検担当者」は表示ラベルによる消耗品の管理や消耗品交換時の対応を行うこと、AED設置情報について製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団へ登録し、一般への情報提供を行うこととされている。また、一

一般財団法人日本救急医療財団では、AEDの設置場所や配置に関する具体的で根拠のある基準として「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団，以下「ガイドライン」という。）を作成している。

#### エ 監査の着眼点について

AEDの設置及び管理について定めた本市設置指針，厚生労働省通知及びガイドラインを参考に監査の着眼点を定め，市有施設のうち文化観光局所管の文化観光スポーツ施設等におけるAEDの設置及び対応状況を調査し，施設利用者の安全管理に資することを目的に監査を実施した。

### 1 監査の方法

施設へのヒアリングのほか，施設での実地調査を実施した。

### 2 監査の対象

文化観光局所管の文化観光スポーツ施設等のうち，下記23施設において監査を実施した。

仙台市青年文化センター，仙台文学館，せんだい秋保文化の里センター，仙台市秋保ビジターセンター，仙台市秋保二口キャンプ場，仙台市青葉体育館，仙台市武道館，仙台市宮城広瀬総合運動場，仙台市陸上競技場，仙台市出花体育館，仙台市新田東総合運動場，仙台市鶴ヶ谷温水プール，仙台市若林体育館，仙台市今泉運動場，仙台市体育館，仙台市秋保体育館，仙台市長袋グラウンド，仙台市馬場グラウンド，仙台市中田温水プール，仙台市泉総合運動場，仙台市屋内グラウンド，仙台市根白石温水プール，仙台国際センター

### 3 監査の結果及び意見

#### (1) 着眼点ごとの監査結果

##### ア AEDは適切に設置されているか

監査の結果は以下のとおりで，概ね適切に設置されていたといえる。

- ① AEDは19施設において設置されていた。職員が常駐しておらずAEDの管理が行き届かなくなることを懸念しAEDが設置されていない施設が4施設あったが，施設使用の際に近くの施設からAEDを借り，使用する体制がとられていた。
- ② 施設内の配置場所について，運動場や体育館など心停止のリスクがある場所に近い1階事務室前や入口わきなど，目に入りやすく心停止から5分以内に除細動が可能な配置になっており，鍵のかかっていない収納ケースの中や職員が常駐している施設内で収納バッグの中に入れ定められた位置に保管

されているなど、誰もがアクセスでき壊れにくく管理しやすい環境への配慮がなされていた。

なお今回監査対象とした文化観光局所管の文化観光スポーツ施設等において、AEDの設置数は計30台であり、うち本市備品が3台、本市によるリース品が22台、指定管理者によるリース品が4台、施設内テナントによるリース品が1台であった。

#### イ AEDの日常的な点検管理が適切に行われているか

監査の結果は以下のとおりで、日常的な点検管理は概ね適切に行われていたといえる。

- ① 点検について、特定の担当者が行っている施設は19施設中4施設、点検当日の職員が当番制で行っている施設は15施設であり、AED設置施設のすべてで点検担当者が決まっていた。
- ② 点検頻度について、AED設置施設のうち18施設は定期的に日常点検等を実施していたが、不定期に日常点検等を実施している施設が1施設あった。非常時に確実にAEDが使用できるよう定期的に日常点検等を行うことが望ましい。
- ③ 点検の記録について、点検したことを記録していた施設は11施設であった。点検の記録がなかった8施設においては、点検を行ったことが確認できるように、業務日誌やチェック表などへ記録を残すことが望ましい。

#### ウ AEDの設置場所の表示や情報提供が適切に行われているか

監査の結果、AED設置施設のすべてにおいて入口や受付窓口など施設利用者が分かりやすい場所にAEDの表示やAED本体が設置されており、設置場所の表示については適切に行われていたといえる。

設置情報の提供については、仙台市ホームページに仙台市消防局が掲載している「仙台市市有施設AED設置状況」にはAED設置施設がすべて掲載されていたが、一般財団法人日本救急医療財団ホームページで検索できた施設は仙台市出花体育館のみで他の施設については確認することができなかった。施設にAEDが設置されていることを広く一般に周知するため、たとえば各施設ホームページへの掲載等の検討も望まれる。

#### エ AEDの操作方法の習得が適切に行われているか

監査の結果、すべての施設の職員は日本赤十字社の救急法救急員養成講習または消防署の普通救命講習を受講し適切な時期の再受講もしており、実際にAEDを使用する訓練についても毎年1回以上行われていたため、操作方法の習得は適切に行われていたといえる。

なお、実際にAEDを使用し救命活動を行った職員による研修を行っていた事例もあった。

(2) 意見（検討を要する事項）

今回監査対象とした文化観光局所管の文化観光スポーツ施設等におけるAEDについては、根拠法令がなく、また施設の指定管理者と本市との間で締結した協定書及び仕様書等にもAEDの設置及び管理に係る記載がないにもかかわらず、本市設置指針に基づき適切に設置されており、また救急法救急員養成講習や普通救命講習等を通して得た内容等も踏まえ、概ね適切に管理されていた。

今後は、AEDの重要性を踏まえ、文化観光スポーツ施設等について、AED設置施設内の配置箇所・数量等に関する基準の検討や、AEDの設置及び管理について、指定管理者と協議のうえ協定書や仕様書等へ記載することについて検討されたい。

（文化観光局）